

平成30年4月3日

保護者様

兵庫県立浜坂高等学校  
校長 仲島 尚子

インフルエンザ罹患報告書の提出について（お願い）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、学校保健安全法による学校感染症に罹患した疑いがある場合は、感染拡大防止の観点から、「出席停止」の措置をとることとなります。速やかに医師の診察を受け、学校に連絡してください。

なお、インフルエンザと診断された場合は、別紙の「インフルエンザ罹患報告書」に保護者が記入、署名・押印した後、受診医療機関の医師のサインをもらったうえ提出してください。この用紙の提出を受け、出席停止扱いといたします。

学校感染症 出席停止の基準

\* インフルエンザ・・・・・・発症後5日かつ解熱後2日を経過するまで

参考：手続きの流れ

インフルエンザの場合

- ①インフルエンザと診断を受ける
- ②学校へ連絡し、自宅療養に入る
- ③発症後5日を経過したら、医師から登校の許可を得る。（発症後5日後も発熱が続く場合は、解熱後2日を経過してから。）
- ④「インフルエンザ罹患報告書」に保護者が記入し、医師のサインをもらう
- ⑤学校に「インフルエンザ罹患報告書」を提出する  
↓  
「出席停止」の扱いとなる

インフルエンザ以外の学校感染症の場合

- ①学校感染症（インフルエンザ以外）と診断を受ける
- ②学校へ連絡し、自宅療養に入る
- ③再登校するにあたり、医師の許可を得る（病院の指示に従ってください）
- ④「学校感染症罹患報告書」に保護者が記入し、医師のサインをもらう
- ⑤再登校の際、「学校感染症罹患報告書」を学校に提出する  
↓  
「出席停止」の扱いとなる

※インフルエンザ以外の学校感染症※

- ・麻疹（はしか）
- ・風疹
- ・流行性耳下腺炎（おたふく風邪）
- ・百日咳
- ・水痘（みずぼうそう）
- ・咽頭結膜熱
- ・その他主治医の指示した疾病